

津市暴力団排除条例案の概要について

市民部市民交流課

1 条例制定の背景と位置づけ

平成4年3月に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が施行されて以来、警察による暴力団の取り締まりの強化や地域、事業所等における暴力団排除のための様々な取り組みが行われてきました。

しかしながら、暴力団は恐喝、暴行といった旧来の手法だけでなく、企業を装って様々な経済活動に介入したり、社会運動を標榜して国民の権利を逆手に悪質な方法で不当要求行為を行うなど、その活動は巧妙化、複雑化し、その実態の把握が困難な現状にあります。

このような中、三重県では県民生活や県内の事業活動に生じる不当な影響を排除し、安全で平穏な社会生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、来年4月1日に「三重県暴力団排除条例」を施行するための準備が進められています。

本市においては、この県条例の施行に歩調を合わせ、本市における市民の安全で平穏な社会生活を確保するとともに健全な経済活動の発展を図るため、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにし、暴力団排除のための諸施策を総合的に推進していくことを目的とした「津市暴力団排除条例」の制定を目指しています。

2 条例に規定する主な内容

(1) 定義

【参考例】

この条例において、市民、事業者、暴力団、暴力団員、暴力団排除、関係団体、青少年は、次のように定めます。

- ① 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいいます。
- ② 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- ③ 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。
- ④ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
- ⑤ 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な活動を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいいます。
- ⑥ 関係団体 センター（三重県公安委員会から法第32条の2第1項の規定により三重県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいいます。）を始めとする地域住民及び職域による暴力団排除活動を行う団体をいいます。
- ⑦ 青少年 6歳以上18歳未満の者をいいます。

有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとします。

(8) 公の施設における制限

【参考例】

市長若しくは市教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとします。

(9) 市民等に対する支援等

【参考例】

- ① 市は、市民及び事業者が相互の連携協力を図って暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。
- ② 市は、市民及び事業者が、暴力団排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとします。

(10) 青少年に対する教育等

【参考例】

- ① 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校に限る。）において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものとします。
- ② 市は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

(11) 利益の供与の禁止

【参考例】

市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないものとします。

(12) 暴力団の威力を利用することの禁止

【参考例】

市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならないものとします。